

(仮訳)

関防企連第1208号
令和4年2月16日

横田基地第374空輸航空団副司令官
ジュリー・M・ガウリン大佐 殿

北関東防衛局企画部長
坪倉 幹男

CV-22のホバリングに係る配慮について (要請)

日頃から、当局の防衛行政への貴職の御理解と御協力に感謝申し上げます。

横田飛行場北側ヘリパッドにおけるCV-22のホバリングから生ずる近隣住民への影響への配慮を要請するため、本書簡を書いています。

当該住民(家族を含む)は、CV-22が横田飛行場に正式配備された平成30年10月頃から、当局に対し頻繁に、ホバリング時の騒音や振動等による被害の苦情を申し出ています。これまでの苦情の主な内容は次のとおりです。

- 家屋から公道と基地内道路を隔てて約100mのところではホバリングをしており、このような近接した場所でのホバリングは他では考えられない。
- ホバリングは通常18時頃から開始され、22時過ぎまで続くことがある。
- ホバリングの騒音や振動のせいで家族との会話が出来ず、また、ヘッドフォン無しにテレビを観ることは出来ない。
- ホバリングの振動が原因で家屋の壁にヒビが入った。
- ホバリングの風圧により基地内の小石等が家屋の敷地内に飛んでくる。
- ホバリングの騒音等が原因で体調を崩し通院したことがある。

直近では、本年1月12日、当該住民の妻から、その前日においては22時頃までホバリングが続いたため生活に支障をきたしているとの苦情を受けました。

当局は、貴軍による飛行訓練は、パイロットの技能の維持・向上を図る上で必要であり、また日米安保体制の円滑な実施のため重要であると認識しています。そのため貴軍が、横田飛行場において、公共の安全に妥当な考慮を払いつつ軍隊として必要な活動を行うことは認められています。

一方、当該住民からの苦情は主に、家族がくつろぐ時間帯において会話ができない程度の騒音が数時間にわたって継続するという内容であり、これは、他の航空機の離発着に伴い一時的に生じる騒音に対する苦情に比べるとより深刻であり、何ら

かの措置を執る必要があると考えます。また、当該住民からの苦情を受けた瑞穂町も当局に累次、かかる現状を改善するよう要請しています。仮に現状が改善されない場合、これまで周辺地域から得られていた横田飛行場に対する理解と協力が損なわれかねないことを懸念しています。

つきましては、貴職においてはこうした事情を十分ご理解頂くとともに、当該住民に対する影響を最小限に抑えるため、原則として、CV-22のホバリングを昨年10月に工事が完了した基地中央に位置するヘリパッドで行い、北側ヘリパッドでは行わないといった抜本的な措置を講じるよう、改めて特別の配慮を要請します。

なお、横田飛行場に配備されているCV-22の運用は第353特殊作戦群の指揮下であり、指揮系統のうえでは第374空輸航空団の責任にないことは承知していますが、貴職のリーダーシップにより好意的にご検討の上、返信頂けますようお願いいたします。